

平成27年2月

いじめに係る重大事態に関する調査結果

熊 本 県



## いじめに係る重大事態に関する調査結果

### 1 委員会の概要

「熊本県いじめ調査委員会」

- ・いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項に基づく知事の附属機関
- ・知事からの諮問を受け、いじめに係る重大事態について学校等が行った調査結果の調査を行う機関
- ・法律、医療、心理、福祉、教育の専門分野から選任した5人の外部委員で構成

### 【委員構成】

専門分野	氏名	所属
教育	古賀倫嗣（委員長） こが りんし (委員長)	熊本大学教育学部教授
法律	坂本邦彦 さかもと くにひこ	坂本邦彦弁護士事務所
医療	横田周三 よこた しゅうぞう	医療法人横田会向陽台病院理事長
心理	高原朗子 たかはら あきこ	熊本大学教育学部教授
福祉	紫藤千子 しづの ちよ	紫藤社会福祉士事務所

### 2 事案の概要

平成25年4月に県立高校3年の女子生徒が自宅で自死するという事案が発生した。本人の携帯電話のメモに「つらい学校生活を送っていた」、「皆の言葉が痛い、視線が痛い」、「消えたい」など遺書と思われる文言が書かれていた。

学校は調査委員会を設置し、全校生徒へのアンケート、同じクラスの生徒からの聴き取り、全職員からの聴き取りなどの調査を行った。

7月及び9月に、その調査結果が遺族に報告されたが、遺族は納得できないとして、第三者委員会等による再調査を求められた。

本事案については、法の施行前に発生しており、法の適用を受ける事案ではなかったが、事案の内容が法に規定する重大事態に当たり、法の趣旨や考え方を踏まえ、知事から本委員会に対して、学校調査の結果について調査審議するよう諮問が行われることとなった。

### 3 知事からの諮問事項

平成25年4月に県立高校で発生した重大事態に相当する事態に係る学校調査の結果について、下記のとおり調査審議することを諮問する。

- (1) 学校調査のプロセスや方法について
- (2) 学校調査の見解について
- (3) 学校における再発防止等のための取組みについて

### 4 審議経過

調査委員会の開催	平成26年1月21日～平成26年12月5日までの間、合計14回の調査委員会を開催した。 <b>【開催状況】</b> 第1回委員会：平成26年 1月21日 第2回委員会：平成26年 2月 7日 第3回委員会：平成26年 2月27日 第4回委員会：平成26年 3月10日 第5回委員会：平成26年 3月24日 第6回委員会：平成26年 4月21日 第7回委員会：平成26年 5月23日 第8回委員会：平成26年 7月 2日 第9回委員会：平成26年 7月30日 第10回委員会：平成26年 8月26日 第11回委員会：平成26年 9月18日 第12回委員会：平成26年10月15日 第13回委員会：平成26年11月17日 第14回委員会：平成26年12月 5日
聴き取り調査の実施	平成26年2月～平成26年8月の間、遺族、学校長、学校調査委員など、合計10回、延べ13人から聞き取り調査を行った。
心理分析等の実施	平成26年5月～8月の間、委員会の開催とは別に、合計5回、心理分析等を行った。

## 5 検証結果

### 1. 学校調査のプロセスや方法等についての検証

<検証結果のポイント>

- ① 学校調査委員会の体制について、委員のうち外部の専門家は一人のみで、専門性、客観性の観点で問題があった。また、調査委員会を補佐する事務局機能がなく、重大事態を調査するには不十分な調査体制であった。
- ② 学校内部の危機時の対応体制としての役割分担がなされておらず、学校長に責任と負担が集中した。また、学校長が委員長を務めしたことにより、「学校長としての対応」と「委員長としての対応」が区別できず、調査や学校の対応に対して遺族の不信感が高まった。
- ③ 調査委員会において、どのような判断基準に基づき事実認定を行い、それに対する本人の心情を推し量ったうえで、どのような理由でいじめ行為の存在を認めるに至ったかなど、本来なされるべき調査分析の手順や内容が明らかにされないままに見解を導き出していることは問題があった。
- ④ 遺族に対して、調査についての事前説明がなされず、また、調査途中段階での説明を主体的に行わなかったことなどにより、調査の初期段階で遺族との信頼関係が崩れてしまった。

## 2 学校調査の見解についての検証

### <検証の手順>

本委員会としての見解をとりまとめ、それに基づいて学校調査の見解について検証を行った。

### 【いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (1) 本委員会のいじめ認定のプロセス

#### ①証言のピックアップ 計462件

(内訳)

学校アンケート、学校聞き取り資料から426件

本委員会追加調査から36件

※学校から提出された全生徒へのアンケートや生徒・職員への聞き取り調査の資料を全て確認し、本生徒の自死と何らかの関係があると判断した証言をピックアップした。

## ②ピックアップした証言を「事柄」毎に整理 計164件

※個々の証言を、「ダンスの練習」や「本人の人物像」などといった関連する場面ごとに整理し、類似の証言をまとめながら、まとめたものを一つの「事柄」として整理する作業を行った。  
その結果、164件の「事柄」に分類・整理した。

「事柄」の事実認定にあたっては、本委員会では下記4段階の認定基準に基づき判断することとした。

◎	確かにある	当事者として直接体験した(本生徒に言った・した、本生徒から直接聞いた・された)という証言がある。
○	確からしい	当事者ではなかったが、現場で直接見た(聞いた)という証言が複数ある。もしくは、一人だけの証言ではあるが内容から信頼性が高いと判断できる。
△	確かにと確認できない	当事者ではなかったが、現場で直接見た(聞いた)という証言が一人だけ、もしくは、伝聞情報が複数あるが信頼性が高いとは判断できない。
×	確かにと認められない	伝聞の証言のみ、相反する証言がある等。

## ③本委員会としての事実認定 計132件

※164件の「事柄」のうち、◎又は○に該当する132件を事実認定し、その「事柄」を、次の「A」「B」「C」「D」の4つに分類した

A：本生徒の人柄、性格等に関するもの 49件

B：本生徒の心情に関するもの 55件

C：いじめの可能性があるもの 24件

D：その他 4件

④本生徒の携帯電話に遺されたメモや事実認定した証言等から、本生徒の心情を分析

(心情分析の例)

- 「携帯電話に遺されたメモ」から

死への思い、強い自責の念、ダンス練習の辛さ、孤独感・孤立感、逃れられない辛さなど

- 「A：本生徒の人柄、性格」から

真面目、我慢強い、弱音を吐かない、悩みを抱え込みがち

- 「B：本生徒の心情」から

ダンスの練習における心情として、「ダンスは特別なイベント」、「逃げられない」、「クラス間の対抗意識」、「本番へ向けたプレッシャー」、「ダンスは苦手」、「練習中の厳しい言葉や視線」、「上手く踊れないことへの焦りや挫折感」、「周りに迷惑をかけている自責の念」、「この辛い状況がいつまで続くのか」など

⑤いじめと認定するかどうかの判断

③において「C」と分類した24件について、それぞれの「事柄」に含まれる個々の証言の内容を踏まえて、16項目に整理

↓

いじめの定義を踏まえ、

④の分析をもとに本人の心情を推し量る作業により、いじめとして認定するかどうかの判断を行った。

(2) 本委員会としての見解

【いじめの認定】

ダンスの練習に関して8項目、ダンスの練習以外に関して1項目の、計9項目について、「いじめ」として認定した。

## 《ダンスの練習に関する8項目》

(4月10日より前のダンス練習)

- ①ダンスを何度も教えてうまく踊れない本生徒に対し、ダンスを指導していた生徒はイライラが募り、  
「ここはこう」「踊れてないよ」「なんで踊れんと」「なんで踊りきらんと」  
「なんでわからんと」  
「覚えたといったのに、何でできないか、なんで出来ないと言わないのか」  
「なんで覚えてくれないのか」  
と、強い口調になっていった。

(4月10日より前のダンス練習)

- ②教える生徒から「家で練習してきているのか」「全然踊れていない」とみんなの前で言われ、本生徒は黙ってうなづくだけで、辛そうにしていた。  
周囲の生徒の中には、本生徒には他の人より口調が厳しいと感じている者もいた。

(4月10日より前のダンス練習)

- ③(3月末、教える生徒の強い口調に本生徒が泣き出したところ)「泣いてどうなんっとや。おまえが踊れんとが悪かるがー」と発言した。

(4月10日より前のダンス練習)

- ④本生徒のダンスを見て「こいつ覚えられんから無理」「無理」「こいつ無理。どうせ覚えきらっさん」と発言する者もいた。

(4月10日より前のダンス練習)

- ⑤同じ場面が踊れず、教える生徒が交代しながら数十回繰り返し練習させられた。

(4月10日より前のダンス練習)

- ⑥教える生徒の中には、本生徒を中傷するような、「顔がキモイ、動きが鈍い」「覚えるのが遅い」などといった言葉を投げかける者もいた。  
(ただし、言ったとされる本人たちはその事実を否定している。)

(4月10日より前のダンス練習)

⑦本生徒は複数回、一人でダンスを踊らされた。

教える生徒は、本生徒に限らず、一人ずつ踊りができるかどうか見ていた。  
一人で踊っている本生徒を見て、笑っている者もいた。

(4月10日のダンス練習)

⑧-1

なかなか上達しない本生徒に対して、周りの教える生徒も次第にイライラするようになつた。

「ここ何回も言ったよ」「できんかったら『はい』ばっかり」

「リズム感がない」「マジいらいらする」

「何でわからんと?」

など、教える生徒の口調も強くなつていった。

⑧-2

本生徒はどうしても踊れない箇所があり、教える生徒が次々と入れ替わりながら30回程踊らせたが、それでもうまく踊ることができなかつた。

⑧-3

本生徒一人だけが前に出されて踊らされ、教える生徒が「笑うなって…聞こえるやろう」と言い嘲笑した。また、踊れない生徒の踊っている姿を携帯電話で動画撮影していたが、その姿を見て「マジうける」と笑っている生徒がいた。

⑧-4

本生徒を目の前にして、

「顔がキモイ、動きがキモイ」

と言いながら、少し踊れるグループに賛同するよう話を振ると、別の踊れる生徒が「そんな言うなって」と笑いながら話した。話を振られたグループには、何も反応しない生徒もいたが、中にはうなづく生徒もいた。本生徒はその様子を見て泣きそうにしていた。

(ただし、言ったとされる本人たちはその事実を否定している。)

## 体育大会のダンスの位置づけやダンスの練習等についての考察

### ●体育大会のダンスの位置づけ

- ・5月に開催される体育大会は地域の一大イベントであり、特に3年生女子のダンスの発表は女子生徒にとって特別な舞台だった
- ・普通科と食農科学科が競い合う形で行われていた

### ●ダンス練習について

- ・練習は体育の授業の一環として行われていたが、練習自体は生徒の自主性に任せて行われていた
- ・春休みに入った3月25日から生徒の自主練習が土日を除いて毎日行われ、4月の始業式後も、放課後に自主練習が行われた
- ・自主練習は生徒達だけで実施され、上手く踊れる生徒が、上手く踊れない生徒を指導する形で行われた

### ●ダンスの練習におけるいじめの背景

- ・ダンスの練習におけるいじめについては、その背景として、思春期の女子特有の集団心理が働いていた可能性があり、ダンスの練習の中でそれぞれの生徒がお互いを思いやる余裕を無くしていき、相手に対する否定的感情を出しやすい状況になってしまい、本生徒に対して厳しく接したり暴言を吐いてしまうなどの行動として表れたことが推察される。

### 【ダンスの練習以外に関する1項目】

⑨2年生の2学期に、本生徒は「好きな人のことでいじめられている。」と相談していた。(いじめられていた時期や場所、好きな人とは誰なのかは不明である。)

※この事柄については、行為の内容は不明だが、本人が相談していたという事実が確認されるため、「いじめがあったもの」として認定。

## 【いじめと自死との関連性についての見解】

ダンスが不得手でありながら真面目で物事に一生懸命に取り組む性格と、地域の人々も見物に訪れるなど大きな関心と期待を持つイベントである体育大会のダンスからは逃れられないという観念が相乗的に作用することで、本生徒は徐々に追い詰められ疲弊してしまったのではないか。

連日のダンスの厳しい練習に続き、自死する前日においても厳しい練習が行われ、それが今後も続くであろうことへの心理的負担は、かなり大きかったと思われる。ダンスができないことに対し、練習の際にいじめとして認定した厳しい視線や言葉を浴びせられたり、ダンス以外の否定的な言葉を投げかけられたこと自体、大きな心理的圧迫であったと思われる。

また、うまく踊れないというプレッシャーや、うまく踊れないままでは体育大会当日にダンスを失敗して皆の前で恥をかくのではないか、クラスの迷惑になるのではないかという強い不安、加えて、その結果家族を落胆させるかも知れないといった心配等も心理的負担になっていたことがうかがわれる。

携帯電話のメモに書かれた文章の多くで、ダンスの練習で周囲に付いていはず足を引っ張っていることへの自責の念や、自分で努力しても変えられないと思い詰めた気持ちを吐露していることも、本生徒にとってのダンスによる心理的負担の大きさを物語っており、誰一人助けてくれないという強い孤立感・孤独感も加わって、辛い毎日から逃れるために死までも思うようになったということは考えられないことではない。

以上のことからダンスの練習が本生徒に強い心理的負担を与えていたことは明らかであり、自死の前日の4月10日までのダンスの練習において、繰り返し繰り返し踊らされる中で厳しい視線や言葉を浴びせられるなどのいじめ行為については、本生徒にとって強い心理的負担の一つであったことは間違いない、いじめが自死の要因の一つになったものと考えられる。

## 【ダンス練習以外の要因と自死との関連性についての見解】

本生徒が残した携帯電話のメモの内容や友人の証言から、ダンスの練習が始まる以前から、死を考えるような出来事や悩みがあったことは十分推察できるが、それが具体的にどのようなものであったか、そして本生徒にとってどれほど深刻な悩みであったかについては証言等からは確認することができず、今回の自死の要因になったかどうかについても判断することができなかった。

なお、本委員会はダンス以外にも、「本生徒が好きな人のことでいじめられていた」という事柄についてもいじめがあったものとして認定したが、生徒の証言からは当該いじめの時期や場所、内容等について特定できないため、自死との関連性については不明であると判断した。

## 【まとめ】

本生徒は、ダンスの練習が始まる前までは、「死にたい」と思うほどの悩みを抱えつつも、何とか一人で対応しようと頑張ってきたと考えられる。

しかし、本生徒が苦手としていたダンスの練習が始まると、それまでの悩みに加え、クラス全体がダンスで負けたくないという雰囲気の中、それぞれの生徒がお互いを思いやる余裕を無くしていく状況の中で、ダンスをうまく踊れない本生徒にとって、ダンスの練習の際に発せられた厳しい言葉や中傷といったいじめによる自尊感情のさらなる低下、誰も救いの手を差しのべてくれないという強い孤立感・孤独感、体育大会当日にダンスをうまく踊らなければいけないというプレッシャーと失敗することへの強い不安や心配、辛い状況がいつまで続くのかという絶望的な気持ちなどが積み重なり、本生徒が耐えられる心理的負担の限界を超えてしまい、結果的に死の選択につながったものと思われる。

### (3) 学校調査委員会の見解についての検証結果

#### ●学校調査報告書における、本事案に関する見解の主旨は以下のとおり。

##### ①いじめの有無について

ダンスの練習中の厳しい言葉は、本生徒にとって「精神的な苦痛を感じさせる心理的圧迫」にあたり、その点ではいじめはあった。

##### ②自死の要因について

本生徒には以前から自死への思いがあった。また、本生徒が自ら命を絶つに至るまでには様々な複合的要因が考えられ、ダンスの練習だけが自死の要因であるとは確定できない。

##### ③ダンスの練習における学校の関与について

生徒たちだけのダンス練習の状況については、学校も予め細かに把握すべき事柄だった。

#### ●学校調査委員会の見解の評価

##### ①いじめの有無について

いじめの存在を肯定した点は妥当であるが、いじめの有無という最も重要な部分の判断であるにもかかわらず、その根拠を示すような記載や分析といったものがなく、説得性のある丁寧な説明がなされているとは言えず不十分なものであった。

##### ②自死の要因について

「以前から自死の思いがあった」「様々な複合的要因が考えられ、ダンスの練習だけが自死の要因であるとは確定できない」という見解は、ダンスの練習と自死との関連性を認めてはいるものの、いじめ自体と自死との関連性について直接的な言及がなされておらず、また、ダンスの練習に関する「いじめ」以外の様々な心理的負担について捉えておらず、さらに、ダンスの練習以外の要因についても調査する観点が不足するなど、不十分なものであった。

##### ③ダンスの練習における学校の関与について

生徒のダンス練習の状況を学校も予め細かに把握すべきだったとしており、本委員会の見解と同じくするものであった。

#### ●調査や審議が不足していたと思われる次の4点を指摘。

- ①見解を導き出すにあたって、聴き取り調査で得られた証拠に基づく整理・分析を行った形跡が見られない。
- ②事実関係に関する詳細な調査が不十分である。
- ③様々な要因を調べていくという観点が不足していた。
- ④本生徒に関する調査がなされていない。

### 3 再発防止についての検証

#### <検証結果のポイント>

学校及び教育委員会においては、本事案の発生後、いじめ防止対策推進法の施行を受けて、いじめの未然防止といじめの早期発見のための取組みを進めており、本委員会として指摘した問題点に対し、既に改善策がとられているものもある。

しかしながら、今回の事案を踏まえ、なお再発防止の観点からの取組みが不十分と思われた事項について次のとおり指摘する。

##### ①全教職員による本事案の振り返りと共通理解の場が設けられなかった。

学校として、再発防止に取り組んでいくに当たって、まず、重大事態が発生したことを踏まえれば、全教職員が事態の全容を知って、そこから生まれる反省と教訓を共有化することから始めるべき。

##### ②生徒たちに対して、本事案についての振り返りを促すような指導機会を設けることができなかった。

生徒たちが非常に感情的になり、二次被害が懸念される状況になったことから、学校としても本事案についての生徒へのアプローチが難しくなってしまったことが大きな要因と考えるが、卒業までに、それぞれの生徒に本事案における自らの行為を振り返る機会を与え、生徒達の人格成長を促すことは、本人たちにとっても、学校にとっても重要なプロセスであったはず。卒業までに、何らかの指導機会が設けられなかつたことは課題の一つ。

また、全校生徒へ向けたいじめについての指導についても、重大事態が発生したということも踏まえると、個々の学年やクラス単位において踏み込んだ指導が行われるべきであった。

#### 4 検証結果に基づく提言

＜提言の主なもの＞

##### 【重大事態発生時】

- 調査委員会の公平性・中立性の確保のため、委員構成においては、外部の専門家を積極的に活用すべき。
- 調査委員会の委員長は、校長ではなく第三者の専門家が務めることが望ましい。
- 遺族の心情に十分配慮し、調査方針の事前説明や調査の経過報告を丁寧に行うべき。
- 教育委員会は、重大事態が発生した際には、学校や調査委員会事務局に対して十分な人的支援を行うべき。

##### 【平常時】

- 教育委員会は、平常時から重大事態発生に備えたマニュアル整備や人材育成に努めるべき。また、未然防止や危機発生時の対応等について、学校現場で活かされるような、実効性のある指導・研修体制の改善、充実に努めるべき。
- 学校は、重大事態発生時における遺族対応、報道対応、調査対応などの業務について、平常時から対応体制を整備し、教職員間で共有しておくべき。
- 本事案から得られた教訓の共有化を図り、教員、生徒に対して、いじめについての本質的理解を深める取組みを進めるべき。